

(地 233)

令和 2 年 7 月 2 9 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 范



### 看護師養成所等における実習補完事業の実施について

令和 2 年度第二次補正予算に盛り込まれた「看護師養成所等実習補完事業」につきましては、令和 2 年 6 月 3 日付（地 138）の文書をもってご連絡しておりますが、今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に実施要綱・交付要綱が示されましたので、お送り申し上げます。

本事業は、臨地実習を学内演習に代替する場合にも同等の知識と技能を修得することができるよう、シミュレーターの借料や演習補助要員の謝金を補助するものです。別添ポンチ絵にあるように、都道府県（実施団体を置く場合は実施団体）が各養成所にシミュレーター等を貸し出すスキームであり、各養成所が実施団体として手上げをするものではありません（各都道府県医師会が実施団体となることは可能です）。

つきましては、貴会におかれましては、本事業の実施について、都道府県行政とご協議いただきますようよろしくお願いいたします。なお、都道府県行政から厚生労働省への事業計画書の提出期限は、令和 2 年 8 月 2 8 日（金）となっていることを申し添えます。

#### <送付資料>

- ・ 看護師養成所等における実習補完事業の実施について（令和 2 年 7 月 2 7 日付厚生労働省医政局長通知）
- ・ 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）
- ・ 令和 2 年度 2 次補正予算医政局所管事業に係る事業計画書の提出について（令和 2 年 7 月 2 7 日厚生労働省医政局医療経理室事務連絡）※申請様式省略
- ・ ポンチ絵

医政発0727第6号  
令和2年7月27日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公 印 省 略)

看護師養成所等における実習補完事業の実施について

標記については、別添「看護師養成所等における実習補完事業実施要綱」により行い、令和2年4月1日より適用することとしたので通知する。

## 看護師養成所等における実習補完事業実施要綱

### 1 目的

この事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地域における医療提供体制が逼迫する中、看護師養成所等における医療機関等での臨地実習が中止されている実情を踏まえ、学内演習に代替した場合にも学生が同等の知識と技能を修得することができるために必要な体制の構築を支援し、看護職員及び歯科衛生士の確保に資することを目的とする。

### 2 実施主体

この事業の実施主体は、地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者とする。なお、対象施設の種別ごとに、各都道府県においてそれぞれ原則1か所とする。

### 3 対象施設

この事業の対象施設は、次の施設とする。

- (1) 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第11条及び第18条に基づき指定された看護師養成所、准看護師養成所及び助産師養成所とする。

なお、保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第11条に規定する学校は対象としない。

- (2) 歯科衛生士法施行令（平成3年政令第226号）第2条に基づき指定された歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所とする。

### 4 事業内容

実施主体は、看護師養成所等で策定した実施計画に基づき、看護師養成所等で必要な資器材の貸出、演習補助要員の確保を行う。

## 別紙

## 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱

1～3 (略)

(交付の対象事業)

4 この統合補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1)～(8) (略)

(9) 看護師養成所等における実習補完事業

令和2年7月27日医政発0727第6号厚生労働省医政局長通知  
「看護師養成所等における実習補完事業の実施について」に基づき実  
施する看護師養成所等における実習補完事業

(事業者)

5 交付対象事業を実施できる者は、別表1の第1欄に掲げる事業分類及び第2欄に掲げる事業区分毎に、第3欄に掲げる者（以下「事業者」という。）とする。

## 別表1

1 事業分類	2 事業区分	3 事業者
(1)～(8) (略)	(略)	(略)
<u>(9) 看護師養成所等</u>	<u>二</u>	<u>地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び</u>

## 別紙

## 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱

1～3 (略)

(交付の対象事業)

4 この統合補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1)～(8) (略)

(新設)

(事業者)

5 交付対象事業を実施できる者は、別表1の第1欄に掲げる事業分類及び第2欄に掲げる事業区分毎に、第3欄に掲げる者（以下「事業者」という。）とする。

## 別表1

1 事業分類	2 事業区分	3 事業者
(1)～(8) (略)	(略)	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

新		旧	
<p>における 実習補完 事業</p>		<p>厚生労働大臣が適当と認 める者</p>	
<p>(注1)～(注3) (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>6 (略)</p> <p>i (略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 看護師養成所等における実習補完事業</u></p> <p><u>ア 都道府県が実施する事業</u></p> <p><u>(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費 の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</u></p> <p><u>(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の 収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定め る補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。</u></p> <p><u>イ 都道府県が補助する事業</u></p> <p><u>(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費 の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</u></p> <p><u>(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の 収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもつ</u></p>		<p>(注1)～(注3) (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>6 (略)</p> <p>i (略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	

新	旧
<p data-bbox="273 220 1131 300"><u>とも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算 定基礎額とする。</u></p> <p data-bbox="197 363 318 395">ii (略)</p> <p data-bbox="161 459 250 491">別表2</p>	<p data-bbox="1191 363 1312 395">ii (略)</p> <p data-bbox="1160 459 1249 491">別表2</p>

新						旧					
1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率	1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(9) 看護師養成所等における実習補完事業</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。</u>  <u>(1) 事務局経費</u> <u>1か所当たり</u> <u>1,282千円</u> <u>(ただし、都道府県が実施する事業の際には対象施設の種別ごとに1,282千円を加算することができる。)</u>  <u>(2) シミュレーターの借料</u> <u>① 看護師養成所、准看護師養成所及び助産師養成所の場合</u> <u>1か所当たり</u> <u>1,368千円</u> <u>(ただし、対象施設数が4施設を超える毎に1,368千円を加算することができる。)</u> <u>② 歯科衛生士養成所等の場合</u> <u>1か所当たり</u>	<u>実習補完事業に必要な給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)、通信運搬費、消耗品費、借料及び損料、備品費(シミュレーターの借用が困難な場合に限る)、諸謝金(看護師養成所、准看護師養成所及び助産師養成所に限る。)、委託費(上記経費に該当するもの。)</u>	<u>2分の1</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

新	旧
---	---

			<u>1,200千円</u> <u>(ただし、対象施設数が4施設を超える毎に1,200千円を加算することができる。)</u>  <u>(3) 演習補助要員への謝金</u> <u>対象施設数1施設当たり</u> <u>239千円</u>							
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表3 (略)

7 (略)

別表4 (略)

8～16 (略)

(別添1)～(別添3) (略)

別表3 (略)

7 (略)

別表4 (略)

8～16 (略)

(別添1)～(別添3) (略)

事務連絡  
令和2年7月27日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医療経理室

令和2年度2次補正予算医政局所管補助事業に係る事業計画書の提出について

日頃より、補助金業務の円滑な運営にご協力いただきありがとうございます。  
標記について、各都道府県から提出された事業計画書に基づき、効果的・効率的な配分、迅速な執行を予定しています。  
つきましては、下記のとおり事業計画書の提出期限等をお知らせしますので、ご対応方よろしくお願いいたします。

記

1 事業計画書の提出を依頼する事業

補助金名	提出期日
医療提供体制推進事業費補助金 (看護師養成所等における実習補完事業)	令和2年8月28日(金)

2 提出資料

(1) 医療提供体制推進事業費補助金

- 令和2年度医療提供施設等の施設の運営及び設備整備に関する計画の提出について  
(交付要綱様式 第1号様式)
- \* 「看護師養成所等における実習補完事業」に限る
- \* 必要に応じて参考となる資料を添付すること

### 3 留意事項

- (1) 書類の作成においては、今回送付する様式を使用すること。また、補助事業者への参考資料の提出依頼は必要最低限とすることを願います。
- (2) 政府全体で予算の早期執行に取り組んでいるところであるが、一部の都道府県からの書類の提出が遅れると全体の執行スケジュールが遅れることになるので、提出期日は厳守すること。また、間接補助事業者となり得る管内の施設等に対してもその旨、周知願いたい。
- (3) 事業計画策定及び交付申請に当たっては、関係法令、実施要綱及び交付要綱等を遵守し、疑義については、事前に以下の連絡窓口まで照会すること。

**【連絡窓口及び交付申請書の送付先】**

厚生労働省 医政局 医療経理室

山本 yamamoto-kouryuu.8s4@mhlw.go.jp

# 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う実習病院等負担軽減のための 看護師養成施設等における実習補完事業

令和2年度第二次補正予算案 3.5億円

## 事業目的

○ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地域における医療提供体制が逼迫する中、看護師養成所等の医療機関等での実習中止が相次いでおり、実習病院等の負担を軽減することで地域で医療提供体制を確保し医療崩壊を防ぐための支援が急務となっている。

## 事業概要

○ 医療機関等での臨地実習が中止している実情を踏まえ、これを学内演習に代えることにより、同等の知識と技能を修得するために必要な資器材等の支援を行う。

## スキーム図、対象経費等

都道府県は、各養成所からの主体的な演習計画を踏まえ、各地域の実施団体において、効率的、効果的な事業実施体制を確保する。

〈対象経費〉

- ・ 事務局経費
- ・ シミュレーターのリース料
- ・ 演習補助要員等への謝金

